

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

旅費制度の一部見直しについて

旅費制度の一部を下記のとおり改めることとしましたので、貴管内の小中学校等に周知をお願いします。

なお、この通知の施行に伴い、「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 29 日付け 17 高教職第 1370 号教育長通知）及び旅費制度 Q & A を別紙のとおり改正します。

記

1 移転料

移転料の支給対象経費として「旅行命令権者が必要があると認める経費」を追加する。

異動に伴う住居の移転において、新住居に直ちに入居できない場合で旧住居の家財を一時的にトランクルームに仮置きした場合のトランクルーム利用料を支給することとする。

2 パック旅行を利用したゆとり出張

日帰りの公務旅行において、ゆとり出張でパック旅行を利用し、宿泊して帰着する予定であったが、台風等による災害対応のために旅程を変更して急きょ日帰りをする必要が生じてキャンセル料がかかった場合等は、次の要件を満たせば当該キャンセル料を旅費として支給することとする。

（1） 変更を要する事由（災害発生等）が旅行手配時に予見できなかったこと

（2） 旅程を変更しなければならない公務上の必要があること

なお、ゆとり出張で旅行を開始した後で台風等により公務が中止になった場合は、旅費は支給されない。

3 その他所要の改正

担当

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

FAX 088-821-4725